

要支援1・2の方 と 基本チェックリスト該当者 が

いつまでも健康で自立した生活を送るために利用できる

介護予防・生活支援サービス

長野県内で
一番
充実したメニュー

サービスに係る基本的な費用の1割負担で利用ができます

訪問型サービス

自立した生活ができるように、ホームヘルパーや地域住民ボランティアによる自宅での生活支援が受けられます。

①訪問介護 (今までの訪問介護)

身体介護(入浴援助)を含む生活援助を、ホームヘルパーにより、訪問支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(何週でも)につき】	
週1回程度の利用	1,168円
週2回程度の利用	2,335円

②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

身体介護を含まない生活援助を、ホームヘルパーにより、訪問支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(4週)につき】	
週1回の利用	880円
週2回の利用	1,760円

③訪問型サービスB・D (住民主体による支援)

身体介護を含まない家事支援(B)及び通院などの移送後の付き添い支援(D)を、住民ボランティアなどにより、支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(4週)につき】		
週1回の利用	B 440円	D 400円
週2回の利用	B 880円	D 800円

通所型サービス

通所介護施設(デイサービス)などで、食事・入浴・運動器の機能向上などの生活行為向上のための支援が受けられます。

①通所介護 (今までの通所介護)

専門職による、入浴を含む生活行為向上のための通所支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(何週でも)につき】	
週1回程度の利用	1,647円
週2回程度の利用	3,377円

②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

専門職による、入浴を含まない生活行為向上のための通所支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(4週)につき】	
週1回の利用	1,240円
週2回の利用	2,480円

③通所型サービスB (住民主体による支援)

住民ボランティアなどによる、生活行為向上のため、身近な地域で通所支援が受けられます。【はつらつ介護予防教室】

自己負担のめやす【1か月につき】	
1回の利用(毎月1回の開催)	200円
送迎利用の場合(1往復)	200円

④通所型サービスC (短期集中予防サービス)

理学療法士などの専門職による、運動器の機能向上や栄養改善などの、通所支援が受けられます。

自己負担のめやす【1か月(4週)につき】	
フレッシュアップクラブ	1,680円
いきいき教室	1,320円
元気アップクラブ	1,640円

※赤字単価は国の報酬単価により変動あり

自費サービス

介護保険外事業で、活力ある生活を送るために支援が受けられます。

移送支援サービス (NPO法人 はつらつサポーター)

住民ボランティアなどによる、通院・買物・その他のお出掛けのための支援が受けられます。

利用料金(のめやす)	
自宅⇄目的地までの 距離1Kmあたり	200円

保険料額が変わります

平成30年
4月から

(介護保険料は、3年に一度見直しされます)

皆さんが、がんばって介護予防に取り組んだ結果
長野県で1番低額の保険料になりました。
引き続き介護予防をがんばりましょう!

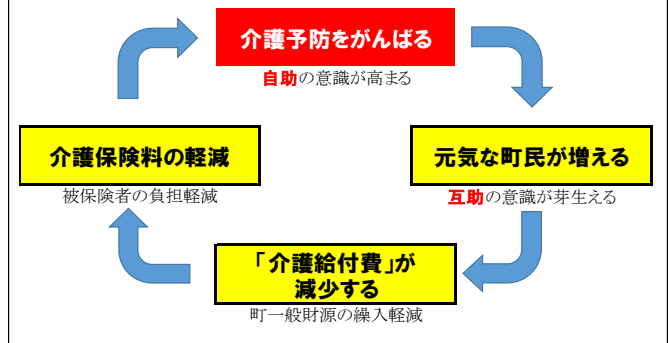
御代田町の平成30~32(2020)年度の保険料

基準年額55,320円 月額4,610円

(参考:平成27~29年度 年額61,920円 月額5,160円)

長野県平均 年額67,836円 月額5,653円)

すべては町民益となる 介護保険の好循環



平成29年3月まで(標準的な場合)

段階	対象者	保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・前期の第2段階の方	基準額×0.45 月 2,322円 年 27,860円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 月 3,870円 年 46,440円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75 月 3,870円 年 46,440円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 月 4,644円 年 55,720円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0 月 5,160円 年 61,920円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2 月 6,192円 年 74,300円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3 月 6,708円 年 80,490円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5 月 7,740円 年 92,880円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.7 月 8,772円 年 105,260円

平成30年4月から(標準的な場合)

段階	対象者	保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・前期の第2段階の方	基準額×0.45 月 2,074円 年 24,890円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 月 3,458円 年 41,490円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75 月 3,458円 年 41,490円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 月 4,148円 年 49,780円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0 月 4,610円 年 55,320円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2 月 5,532円 年 66,380円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3 月 5,993円 年 71,910円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5 月 6,915円 年 82,980円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.7 月 7,837円 年 94,040円

保険料及び介護保険サービス内容など、高齢者に関するご相談はお気軽にお問い合わせください。

御代田町 保健福祉課 介護高齢係
電話 31-2512

御代田町 地域包括支援センター
電話 31-2510